

第百六十二回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 三 号

平成十七年三月四日(金曜日)

午後五時十分開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 田村 憲久君

理事 平沢 勝栄君 理事 吉野 正芳君

理事 津川 祥吾君 理事 伴野 豊君

理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君

井上 信治君 佐藤 勉君

笹川 堯君 柴山 昌彦君

菅原 一秀君 谷 公一君

早川 忠孝君 松島みどり君

三原 朝彦君 水野 賢一君

小林千代美君 榎井 良和君

手塚 仁雄君 松本 大輔君

江田 康幸君 富田 茂之君

法務大臣 南野知恵子君

法務副大臣 滝 実君

法務大臣政務官 富田 茂之君

法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

三月四日

辞任

大前 繁雄君

左藤 章君

加藤 公一君

同日

辞任

佐藤 勉君

菅原 一秀君

手塚 仁雄君

補欠選任

菅原 一秀君

佐藤 勉君

手塚 仁雄君

補欠選任

左藤 章君

大前 繁雄君

加藤 公一君

三月二日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)
は本委員会に付託された。

三月四日

共謀罪の新設反対に関する陳情書外一件(埼玉県所沢市松葉町一一の九長田創一郎外一名)(第一四号)

戸籍制度の見直しに関する陳情書(横浜市中区山下町七五守屋大光)(第一五号)

人身取引の被害者保護・支援等の法整備に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三梶谷剛)(第一六号)

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する陳情書外三件(兵庫県姫路市安田四の一西村智夫外十四名)(第一七号)

二月二十五日

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(茨城県東海村議会)(第四〇七六号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県花園町議会)(第四〇七七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(京都府井手町議会)(第四〇七八号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(兵庫県夢前町議会)(第四〇七九号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(奈良県大和高田市議会)(第四〇八〇号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(奈良県河合町議会)(第四〇八一号)

(第四〇八二号)
人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県松茂町議会)(第四〇八三号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県北島町議会)(第四〇八四号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県藍住町議会)(第四〇八五号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県土成町議会)(第四〇八六号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県阿波町議会)(第四〇八七号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県脇町議会)(第四〇八八号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県一文字村議会)(第四〇八九号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早期制定とさるなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県木屋平村議会)(第四〇九〇号)

「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(高知県須崎市議会)(第四〇九一号)

人権侵害を効果的に迅速に救済する「人権擁護法の制定を求める意見書(高知県吾川村議会)(第四〇九二号)

「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(高知県大野見村議会)(第四〇九三号)

「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県佐賀町議会)(第四〇九四号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県竹田市議会)(第四〇九五号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県姫島村議会)(第四〇九六号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県挾間町議会)(第四〇九七号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県上浦町議会)(第四〇九八号)

人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(大分県弥生町議会)(第四〇九九号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県本匠村議会)(第四一〇〇号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県直川村議会)(第四一〇一号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県米津村議会)(第四一〇二号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県三重町議会)(第四一〇三号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県犬飼町議会)(第四一〇四号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県直入町議会)(第四一〇五号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県上津江村議会)(第四一〇六号)

六号)
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県天瀬町議会(第四一〇七号))
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(大分県院内町議会(第四一〇八号))

「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書(山形県議会(第四一〇九号))
「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書(山形県議会(第四一一〇号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(福島県議会(第四一一一号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(大分県院内町議会(第四一二二号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(兵庫県川西市議会(第四一二三三号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(鳥取県議会(第四一二四号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県佐田町議会(第四一二五号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県玉東町議会(第四一二六号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県菊水町議会(第四一二七号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))
「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県水町議会(第四一二八号))

法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○南野法務大臣 よろしくお願いたします。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を適宜一括して御説明いたします。

初めに、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について御説明いたします。
この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十五人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件・知的財産権事件、倒産事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判官制度導入の態勢を整備を図る等のため、裁判官の員数を増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件・知的財産権事件、倒産事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判官制度導入の態勢を整備を図る等のため、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十人増加しようとするものであります。

第三点は、簡易裁判所の名称の変更であります。裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、滋賀県高島郡津町、同郡高島町等を廃し、その区域をもって高島市が置かれることに伴い、今津簡易裁判所の名称を高島簡易裁判所に變更するなど、合計六庁の名称を變更しようとするものであります。

第四点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整備であります。市町村の廃置分合等に伴い、同法別表第四表及び第五表について必要とされる整備を行うものであります。

以上が、両法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○塩崎委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。
次回、来る八日火曜日午前八時五十分理事

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十五分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、五七七人」を「一、五五七人」に、「八四五人」を「八八〇人」に改める。
第二条中「二万二千七十三人」を「二万二千八十三人」に改める。

附則
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

理由
下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員並びに裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「また」を削り、同項ただし書中「但し、あらたに」を「ただし、新たに」に、「管轄区域に属するすべての地域」を「所在地の属する行政区画」に改める。
別表第四表所在地の欄中「新潟市」を「新潟市学校町通一番町」に、「新潟市」を「新潟市新津」に改める。
別表第四表今津簡易裁判所の項を次のように改める。

本日の会議に付した案件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

○塩崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

別表第五表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「上益城郡」を「上益城郡の内」御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町（蘇陽総合支所の所管区域を除く。）に改め、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「須賀川市」を「須賀川市 田村市」に改め、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河辺郡」を削り、同表鯉ヶ沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「西津軽郡」を「つがる市 西津軽郡」に改め、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田湖町 六戸町」を「六戸町」に改める。
別表第五表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

美 馬 徳島県の内
美馬市 美馬郡

別表第五表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「東津野村 葉山村」を「津野町」に改める。
別表第五表松山簡易裁判所の項を次のように改める。

松 山 愛媛県の内
松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡
喜多郡内子町の内
小田支所の所管区域

別表第五表大洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜多郡」を「喜多郡内子町（小田支所の所管区域を除く。）」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居浜市」を「新居浜市 今治市 宮窪町四阪島」に改め、「越智郡宮窪町大字友浦の内 美濃島 鼠島」を削り、同表今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「今治市 越智郡（宮窪町大字友浦の内 梶島、明神島、家島）」を「今治市（宮窪町四阪島を除く。） 越智郡」に改める。
附 則
（施行期日）
1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理 由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるほか、編入合併後も従前の簡易裁判所の管轄区域が維持される範囲を拡大するための規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月十日印刷

平成十七年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇